

第7章 防災指針

-
- ▶ 7-1 防災指針とは
 - ▶ 7-2 災害ハザードの状況
 - ▶ 7-3 災害リスクの分析
 - ▶ 7-4 防災・減災に向けた課題の整理
 - ▶ 7-5 防災まちづくりの将来像・取り組み方針
 - ▶ 7-6 具体的な取り組み施策及びスケジュール
-

7-1 防災指針とは

(1) 防災指針の考え方

- 防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能を確保するための指針であり、当該指針に基づく具体的な取り組みと合わせて立地適正化計画に定めます。
- 本町では、土砂災害警戒区域をはじめとする土砂災害関連ハザード区域の指定が広範囲に及び、また、既に市街地が形成されている三成中心市街地においても指定されていることから、この範囲を全て居住誘導区域から除外することは現実的に困難です。また、地震については、影響の範囲や程度を即地的に定め、居住誘導区域から除外することに限界があります。
- このため、居住誘導区域において残存する災害リスクに対して、できる限り回避あるいは低減させるため、必要な防災・減災対策を計画的かつ着実に取り組むための指針となります。

(2) 防災指針の対象区域

- 防災指針における取り組みの対象区域は上記考え方のもと、居住誘導区域を対象とします。
- ただし、各災害ハザードの情報は、居住誘導区域だけでなく、町全域又は立地適正化計画の対象区域である都市計画区域を対象に整理し、課題を抽出します。

(3) 防災指針の検討フロー

- 防災指針の検討フローを以下に示します。

①災害リスクの分析

災害ハザード情報を収集し、町全域又は都市計画区域における災害リスクを整理します。また、居住誘導区域については、ミクロの観点から地区別に詳細にリスク分析を行います。

②防災・減災に向けた課題の整理

リスク分析結果を基に、都市計画区域全体および各居住誘導区域における防災上の課題を整理します。

③防災まちづくりの将来像・取り組み方針の検討

リスクおよび課題を踏まえ、防災まちづくりにおける将来像と取り組み方針を設定します。

④具体的な取り組みおよび対策スケジュール・目標値の検討

取り組み方針に基づき、ハード・ソフト両面から災害リスクの回避、低減に必要な具体的な取り組みとスケジュールおよび防災まちづくりの目標値を設定します。

(4) 対象とする災害ハザード区域

- 都市計画区域内における災害リスクを分析するにあたり、本町で発生恐れがある災害ハザード情報を以下に示します。本町には水害に関する災害ハザード区域の指定がないため、土砂災害及び地震災害に関する災害リスクの分析を行います。

①土砂災害において対象とする災害ハザード区域

- 対象とする土砂災害ハザード区域について以下に示します。

表 | 土砂災害の災害ハザード区分

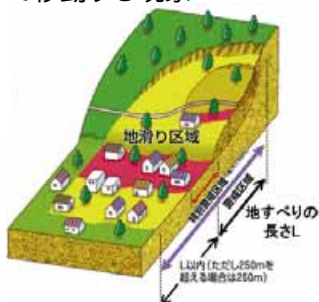
区分		根拠法令	法令・都市計画運用指針における位置付け	誘導区域に関する本町での対応
レッドゾーン	①地すべり防止区域	地すべり等防止法	居住誘導区域に含まないこととすべき区域 都市再生特別措置法第81条第19項・同施行令第30条	居住誘導区域に含まない
	②急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律		
	③土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律		
	④災害危険区域	建築基準法		
イエローゾーン	⑤土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	総合的に勘案し、適当でないと判断される場合は、原則として居住誘導区域に含まないこととすべき 都市計画運用指針	三成地区では、災害リスクを分析し、防災・減災対策を明らかにしたうえで居住誘導区域に含める

出典：都市再生特別措置法、都市計画運用指針(国土交通省)

図 | 土砂災害の種別

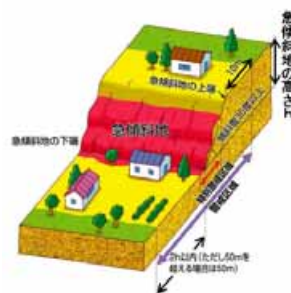
地すべり

- 土地の一部が地下水等起因して滑る又はこれに伴って移動する現象



急傾斜地の崩壊

- 傾斜度が30度以上である土地が崩壊する現象



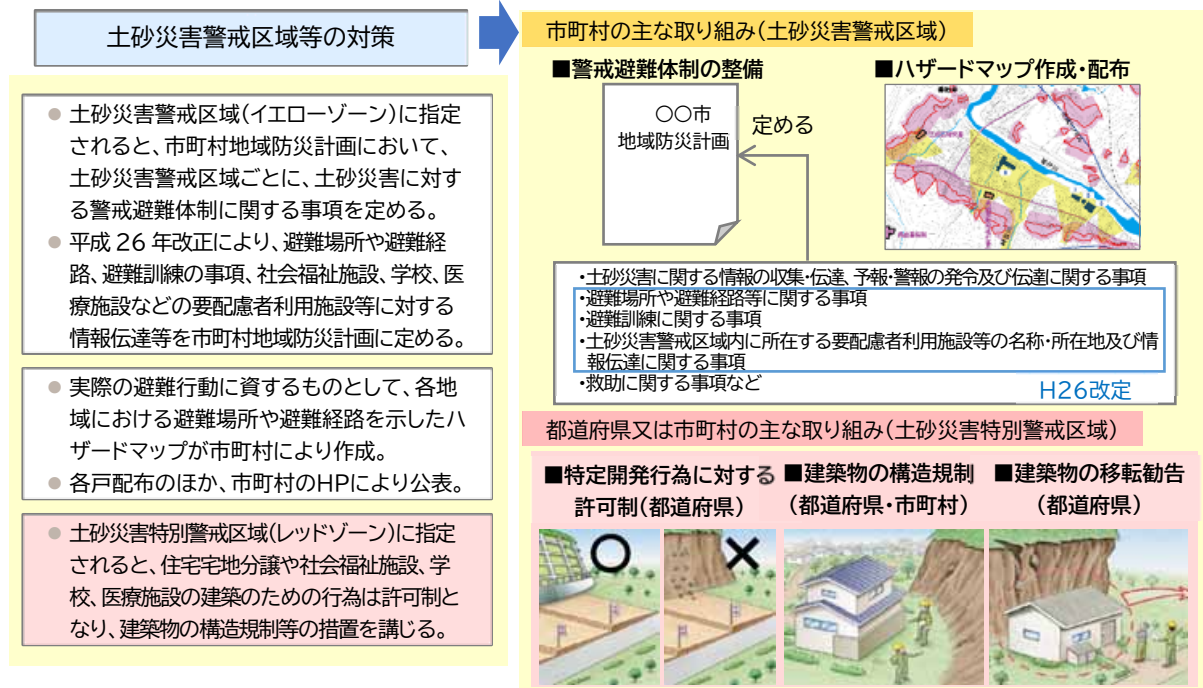
土石流

- 山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が一体となって流下する現象



出典：国土交通省資料

図 | 土砂災害防止法における対策



出典:国土交通省資料

②地震災害において対象とする災害ハザード区域

- 対象とする地震災害ハザード区域について以下に示します。

図表 | 地震災害

区分	根拠法令	法令・都市計画運用指針における位置付け	誘導区域に関する本町での対応
①大規模盛土造成地		計画的に安全性の把握の調査と対策工事を進めるため、事業等に関する事項を記載することが望ましい 都市計画運用指針	居住誘導区域からの除外対象としないが、災害リスクを明らかにするなど、必要な措置を講じる
②宅地液状化傾向			

大規模盛土造成地の滑動崩落

- 地震による大きな揺れの影響で、盛土造成地が斜面下部方向へ移動する現象



腹付け型盛土造成地

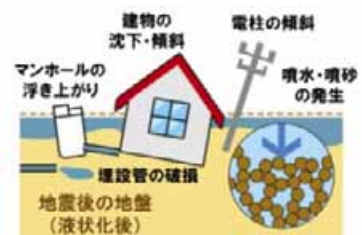
- 地震時に宅地造成前の谷底付近や盛土内部をすべり面として、盛土造成地が斜面下部方向へ移動する現象



谷埋め型盛土造成地

宅地液状化

- 地震の発生により、地盤全体が液体のような状態になる現象



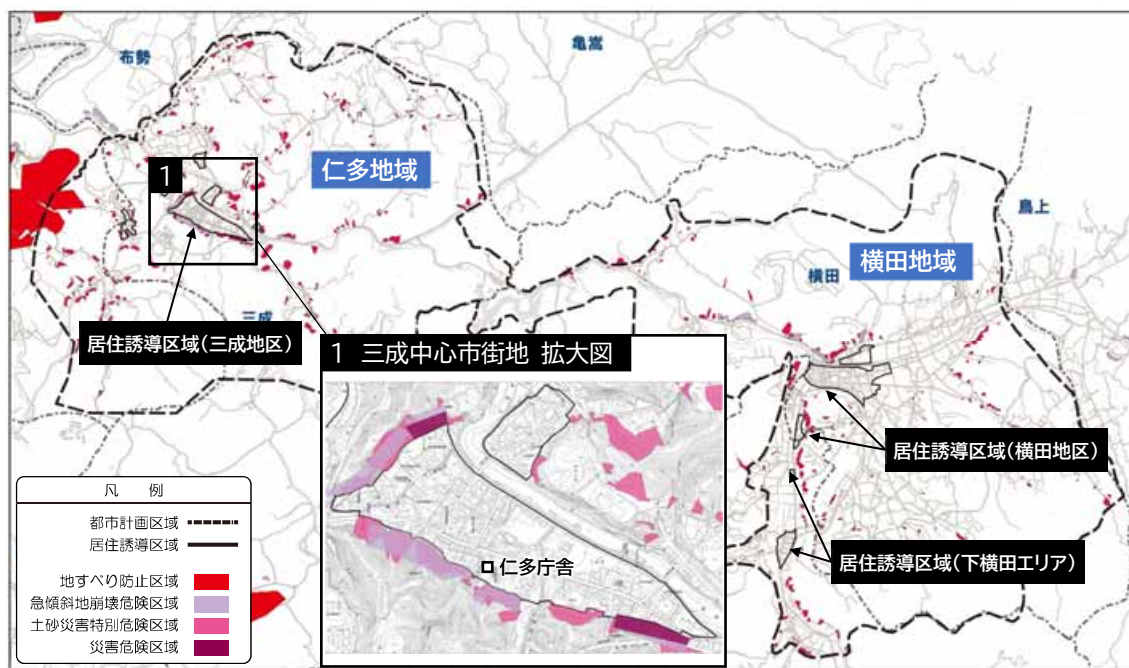
出典:国土交通省資料

7-2 災害ハザードの状況

(1) 災害レッドゾーン

- 都市計画区域内には災害レッドゾーンが96.4ha(2.1%)指定されています。
- 災害レッドゾーンの内訳では、土砂災害特別警戒区域が最も多く、76.0ha(1.6%)が指定されています。仁多地域では、主要な道路沿いで広範囲にわたって指定されており、横田地域では、国道314号線沿いに集中して指定がされています。
- 三成中心市街地では、町役場仁多庁舎の南側背面、市街地の西側の山地で帯状に災害レッドゾーンが指定されています。なお、居住誘導区域には災害レッドゾーンを含めないこととしているため、居住誘導区域内における災害レッドゾーンの指定はありません。

図表 | 災害レッドゾーン



	面積 (ha)	地すべり防止 区域		急傾斜地崩壊 危険区域		土砂災害特別 警戒区域		災害危険区域		レッドゾーン 合計区域	
		面積 (ha)	割合	面積 (ha)	割合	面積 (ha)	割合	面積 (ha)	割合	面積 (ha)	割合
全町	36,801	333.5	0.9%	37.5	0.1%	326.8	0.9%	1.2	0.0%	675.0	1.8%
都市計画区域	4,614.2	15.3	0.3%	11.7	0.3%	76.0	1.6%	1.2	0.0%	96.4	2.1%
居住誘導区域外	4,530.7	15.3	0.3%	11.7	0.3%	76.0	1.7%	1.2	0.0%	96.4	2.1%
仁多地域	2,092.2	15.3	0.7%	5.7	0.3%	46.1	2.2%	1.2	0.1%	62.8	3.0%
横田地域	2,438.5	0	0.0%	6.0	0.2%	30.0	1.2%	0	0.0%	33.6	1.4%
居住誘導区域	81.8	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
都市計画区域外	32,186.8	318.2	1.0%	25.9	0.1%	250.8	0.8%	0	0.0%	578.6	1.8%

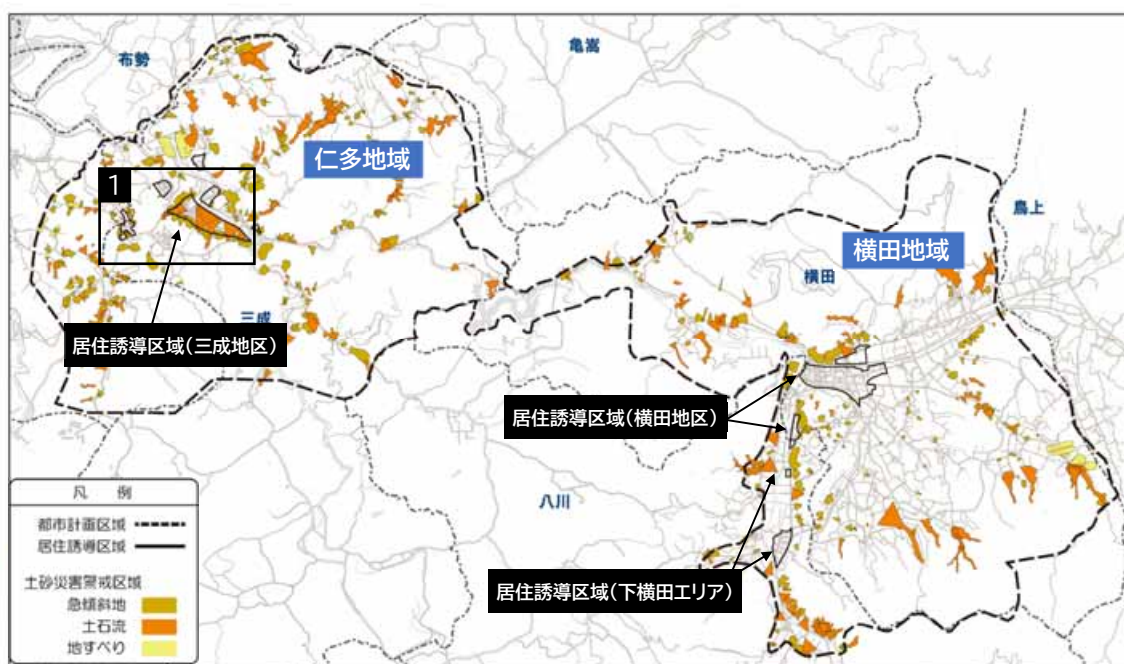
土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)とは

- 土砂災害が発生した場合、「建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがある区域」であり、特定の開発行為に対する許可制や建築物の構造規制、移転当の勧告が図られます。

(2) 土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

- 都市計画区域内には土砂災害警戒区域(イエローゾーン)が 361.2ha(7.8%)指定されており、広い範囲で分布しています。
- 居住誘導区域内では、三成地区の斐伊川南岸に位置する中心市街地の大部分が土砂災害警戒区域(土石流、急傾斜地)に指定されていることから、居住誘導区域面積の約2割が土砂災害警戒区域となっています。

図表 | 土砂災害警戒区域(イエローゾーン)



	面積 (ha)	土砂災害 警戒区域	
		面積 (ha)	割合
全町	36,801	1,862.6	5.1%
都市計画区域	4,614.2	361.2	7.8%
居住誘導区域外	4,530.7	344.8	7.6%
仁多地域	2,092.2	180.2	8.6%
横田地域	2,438.5	164.6	6.8%
居住誘導区域	81.8	16.4	20.0%
都市計画区域外	32,186.8	1,501.4	4.7%

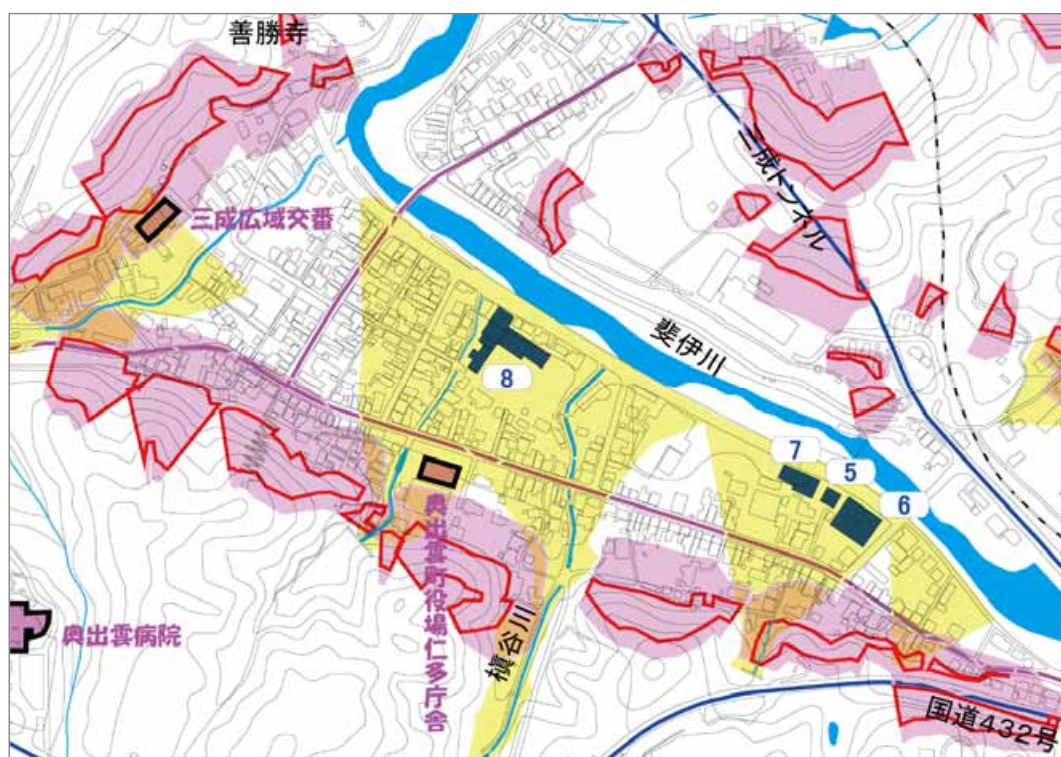
1 三成中心市街地・滝の上団地 拡大図



土砂災害警戒区域(イエローゾーン)とは

- 土砂災害が発生した場合、「住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがある区域」であり、土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。
- 土砂災害特別警戒区域とは異なり、区域内であっても開発行為や建築物等建築行為は制限されません。

図 | 参考 土砂災害ハザードマップ(三成地区)



マップ凡例	
項目	記号
土砂災害警戒区域（土石流）	黄色
土砂災害警戒区域（急傾斜）	ピンク
地すべり防止区域（指定地）	点線
地すべり危険箇所	茶色
土砂災害特別警戒区域	赤
指定避難所	00 避難施設名
主要施設	黒
第1次緊急輸送道路	青
第2次緊急輸送道路	紫
第3次緊急輸送道路	緑

三成地区避難所			
No	施設名	住所	電話番号 情報番号
4	高尾小学校屋内運動場	高尾823	54-9030 33-0359
5	三成中央公民館	三成445	54-1311 31-1311
6	町民体育館	三成445-3	54-1311 31-1311
7	カルチャープラザ仁多	三成436	54-2080 31-2080
8	三成小学校屋内運動場	三成348	54-1015 31-1015
9	奥出雲スポーツセンター	三成1625-1	31-3087
10	仁多中学校屋内運動場	三成1634-7	54-1125 36-1125

土砂災害ハザードマップは計画策定時点を示す
 ※今後、公共施設の再編に応じて、避難所施設や施設名称が変わる場合があります

(3) 地震災害

①地震被害想定

- 「奥出雲町地域防災計画(地震災害対策編)」において想定している地震のうち、宍道湖南方断層による地震が本町で最も被害が生じる地震とされています。
- 宍道湖南方断層地震が発生した場合、最大震度 6 弱の地震動が雲南市で発生し、本町の北部では、震度 5 強の地震の発生が予測されています。また、この地震による本町での被害は建物被害が 88 棟、人的被害が 8 人と予測されます。

図 | 断層の位置図



図 | 宍道湖南方断層の地震発生時の震度分布

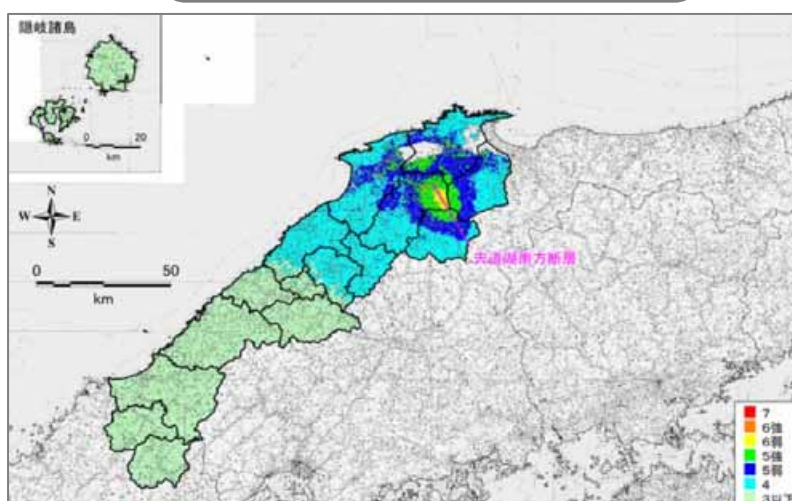


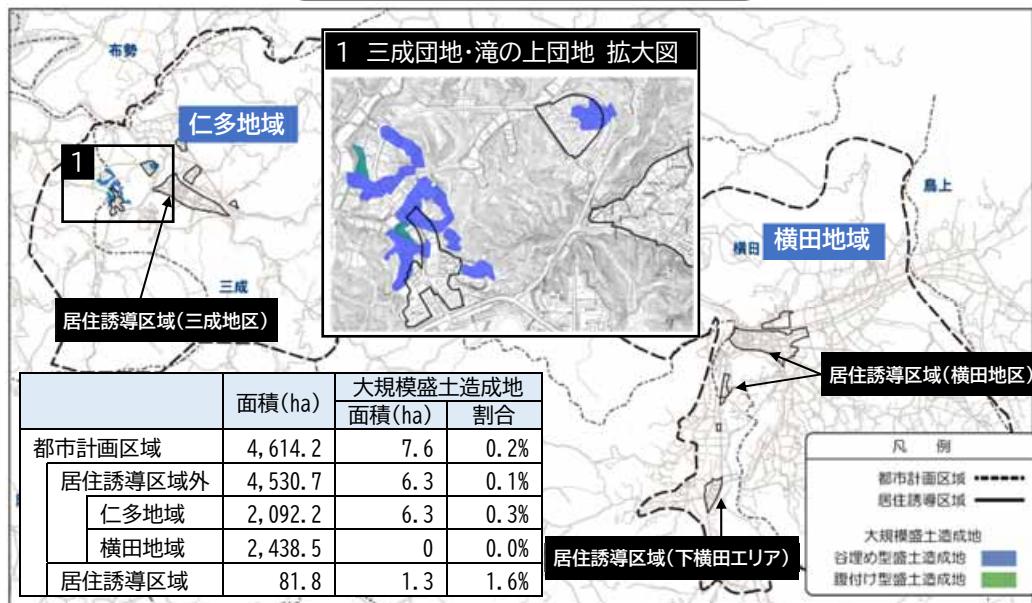
表 | 宍道湖南方断層地震被害想定

	斜面崩壊	建物半壊	建物全壊	死者数	重傷者数	避難者	疎開者
全県	126 箇所	5,264 棟	1,410 棟	5 人	123 人	4,661 人	2,510 人
奥出雲町	10 箇所	62 棟	16 棟	0 人	8 人	49 人	29 人

②大規模盛土造成地

- 大規模盛土造成地は、これまでの大規模地震発生時に滑動崩落等の被害が発生した実態を踏まえ、安全性を確認すべき盛土として位置付けられた造成地です。(直ちに危険性のある盛土造成地を示したものではありません。)
- 本町では、三成地区の居住誘導区域における「三成団地」、「滝の上団地」の一部が大規模盛土造成地となっています。

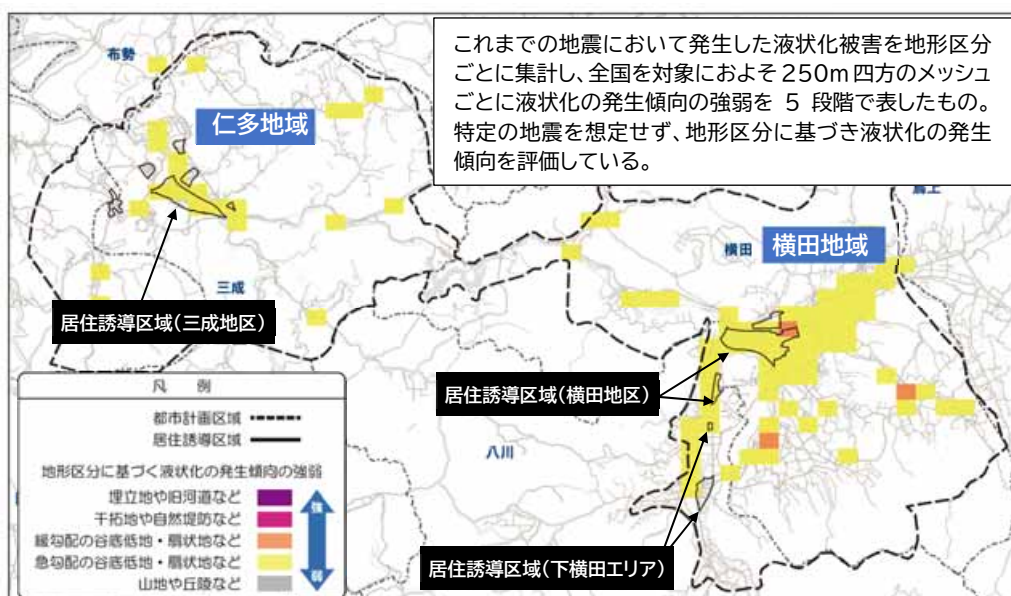
図 | 大規模盛土造成地



③宅地液状化

- 本町では埋立地や干拓地がなく、山地が大半を占める地形であることから、地震発生時の宅地液状化の発生傾向は弱い状況にあるため、災害リスクの分析対象から外すこととします。

図 | 宅地液状化傾向



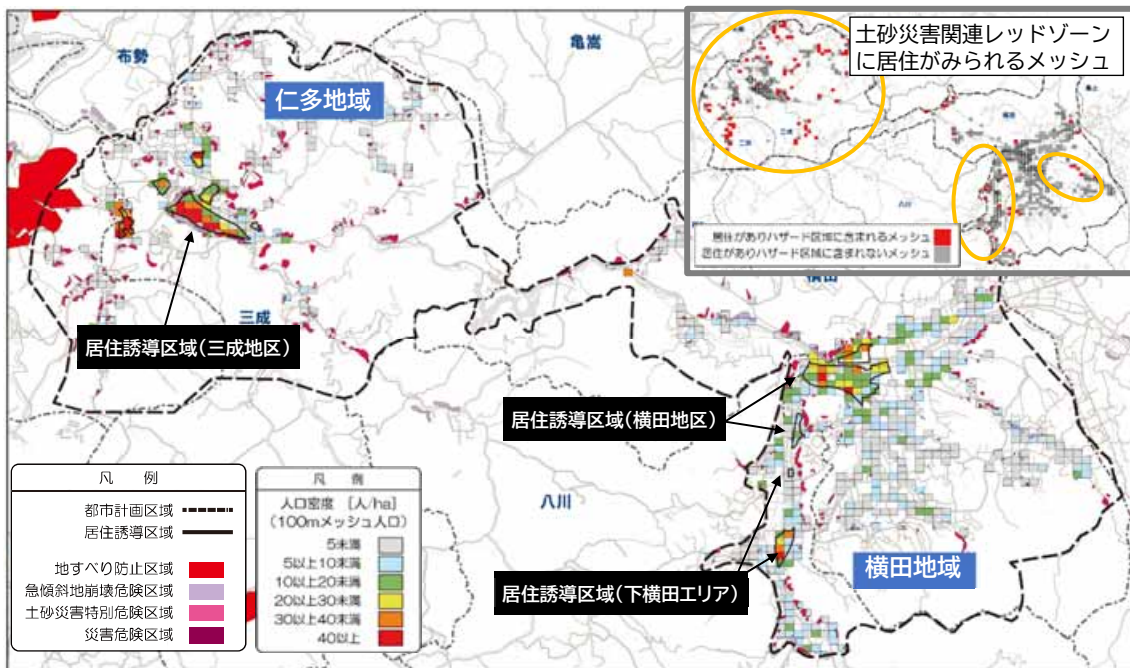
7-3 災害リスクの分析

(1) 災害レッドゾーン

①都市計画区域全体

- 都市計画区域内では、災害レッドゾーンに都市計画区域内人口(5,134 人)の約 8.0%(410 人)が居住しており、特に土砂災害特別警戒区域内の居住が多くなっています。(居住誘導区域は災害レッドゾーンを除外しているため、居住誘導区域内に災害レッドゾーンはありません。)
- 特に山地の占める割合が高い仁多地域に集中しており、災害レッドゾーンでの居住人口(410 人)の約 7 割(289 人)を占めています。横田地域では、主に国道 314 号、主要地方道横田多里線の沿線に分布しています。

図表 | 災害レッドゾーンと人口分布の重ね合わせ



	人口 (人)	地すべり防止 区域		急傾斜地崩壊 危険区域		土砂災害特別 警戒区域		災害危険区域		レッドゾーン 合計区域	
		人口 (人)	割合	人口 (人)	割合	人口 (人)	割合	人口 (人)	割合	人口 (人)	割合
全町	11,874	282	2.4%	116	1.0%	1,466	12.3%	2	0.0%	1,754	14.8%
都市計画区域	5,134	23	0.4%	7	0.1%	380	7.4%	2	0.0%	410	8.0%
居住誘導区域外	3,040	23	0.8%	7	0.2%	380	12.5%	2	0.1%	410	13.5%
仁多地域	881	23	2.6%	2	0.2%	263	29.9%	2	0.2%	289	32.8%
横田地域	2,159	0	0.0%	5	0.2%	117	5.4%	0	0.0%	121	5.6%
居住誘導区域	2,094	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
都市計画区域外	6,740	259	3.8%	109	1.6%	1,086	16.1%	0	0.0%	1,344	19.9%

人口の算出について:100m メッシュ内の主に住居用途の建築物の半数以上がハザード区域に含まれる場合、その 100mメッシュ人口をハザード区域に居住する人口として計上している。

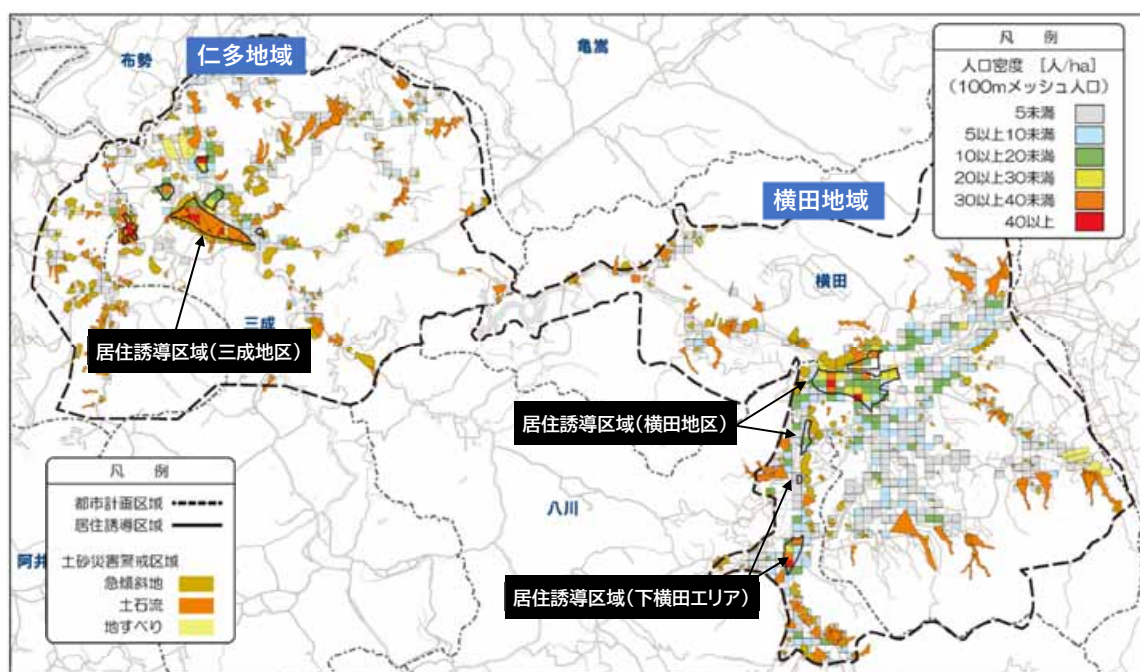
- 課題 ●災害レッドゾーンが各地に点在し、居住誘導区域外では災害リスクが高い区域での居住がみられます。移転支援を含めた土砂災害の災害リスク回避・低減の対策が必要です。

(2) 土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

①都市計画区域全体

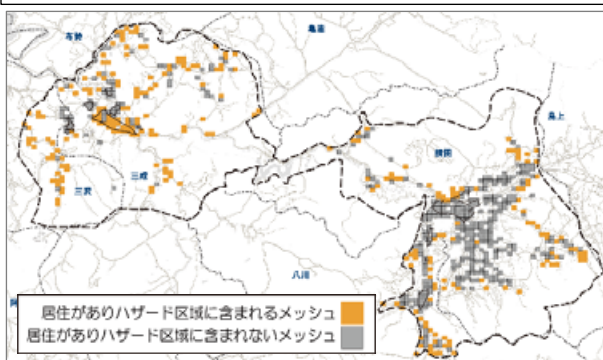
- 都市計画区域内では、土砂災害警戒区域に都市計画区域内人口(5,134 人)の約 34.3% (1,761 人)が居住しています。
- 災害レッドゾーンと同様に、特に山地の占める割合が高い仁多地域に集中しており、土砂災害警戒区域内での居住人口(1,761 人)の約 7 割(1,236 人)を占めています。横田地域では、平坦な横田盆地の周囲を山が取り囲んでいる地形となっており、土砂災害警戒区域も横田盆地を囲うように分布しています。

図表 | 土砂災害警戒区域(イエローゾーン)と人口分布の重ね合わせ



	人口 (人)	土砂災害 警戒区域	
		人口(人)	割合
全町	11,874	5,560	46.8%
都市計画区域	5,134	1,761	34.3%
居住誘導区域外	3,040	1,111	36.5%
仁多地域	881	621	70.5%
横田地域	2,159	490	22.7%
居住誘導区域	2,094	650	31.0%
三成地区	1,190	615	51.7%
横田地区	722	35	5.1%
下横田エリア	182	0	0.0%
都市計画区域外	6,740	3,799	56.4%

土砂災害関連レッドゾーンに居住がみられるメッシュ



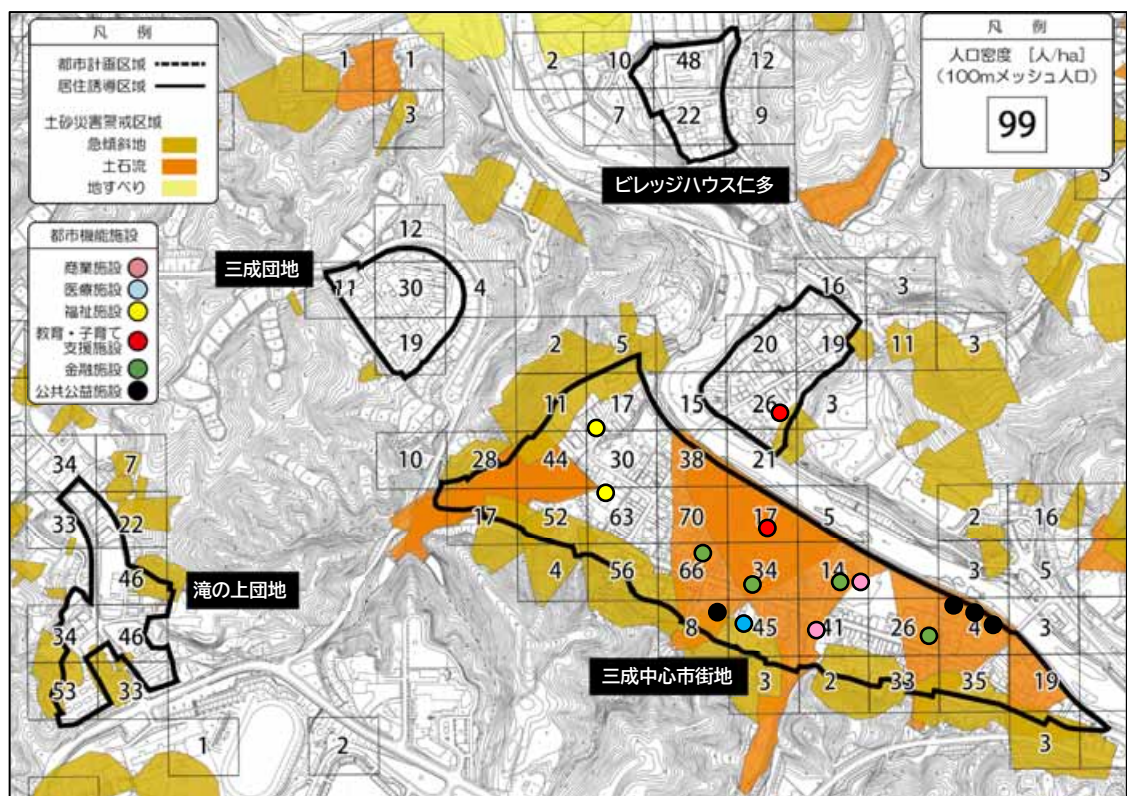
人口の算出について:100m メッシュ内の主に住居用途の建築物の半数以上がハザード区域に含まれる場合、その 100mメッシュ人口をハザード区域に居住する人口として計上している。

- 課題**
- 都市計画区域内では、約 3 割が土砂災害警戒区域内に居住しています。指定されている地域については、避難体制の充実など災害リスクの低減を図る必要があります。

②居住誘導区域(三成地区)

- 三成地区では、土砂災害警戒区域に居住誘導区域内人口(1,190 人)の約 51.7%(615 人)が居住しています。また、面積比では、居住誘導区域面積の約 5 割を占めています。
- 居住誘導区域の「三成中心市街地」では、人口の約 7 割、面積の約 6 割が土砂災害警戒区域に含まれており、南側・西側の山裾は急傾斜地による指定、人口が集中している斐伊川南岸の市街地は土石流による指定となっています。また、都市機能施設も多く集中しているため、15 施設中 13 施設が土砂災害警戒区域内に立地しています。

図表 | 土砂災害警戒区域(イエローゾーン)と人口分布の重ね合わせ



	人口 (人)	面積 (ha)	土砂災害警戒区域				機能分類	居住誘導区域内の立地数	
			人口 (人)	割合	面積 (ha)	割合		土砂災害 警戒区域内	土砂災害 警戒区域外
居住誘導区域 (三成地区)	1,190	33.6	615	51.7%	16.1	47.9%	商業施設	2 施設	0 施設
三成中心市街地	882	24.6	615	69.7%	15.5	63.0%	医療施設	1 施設	0 施設
滝の上団地	148	3.8	0	0.0%	0.5	14.5%	福祉施設	1 施設	1 施設
三成団地	72	2.9	0	0.0%	0	0.0%	教育・子育て施設	1 施設	1 施設
ビレッジハウス仁多	88	2.3	0	0.0%	0	0.0%	金融施設	4 施設	0 施設
							公共公益施設	4 施設	0 施設

人口の算出について：
100m メッシュ内の主に住居用途の建築物の半数以上がハザード区域に含まれる場合、
その 100 m メッシュ人口をハザード区域に居住する人口として計上

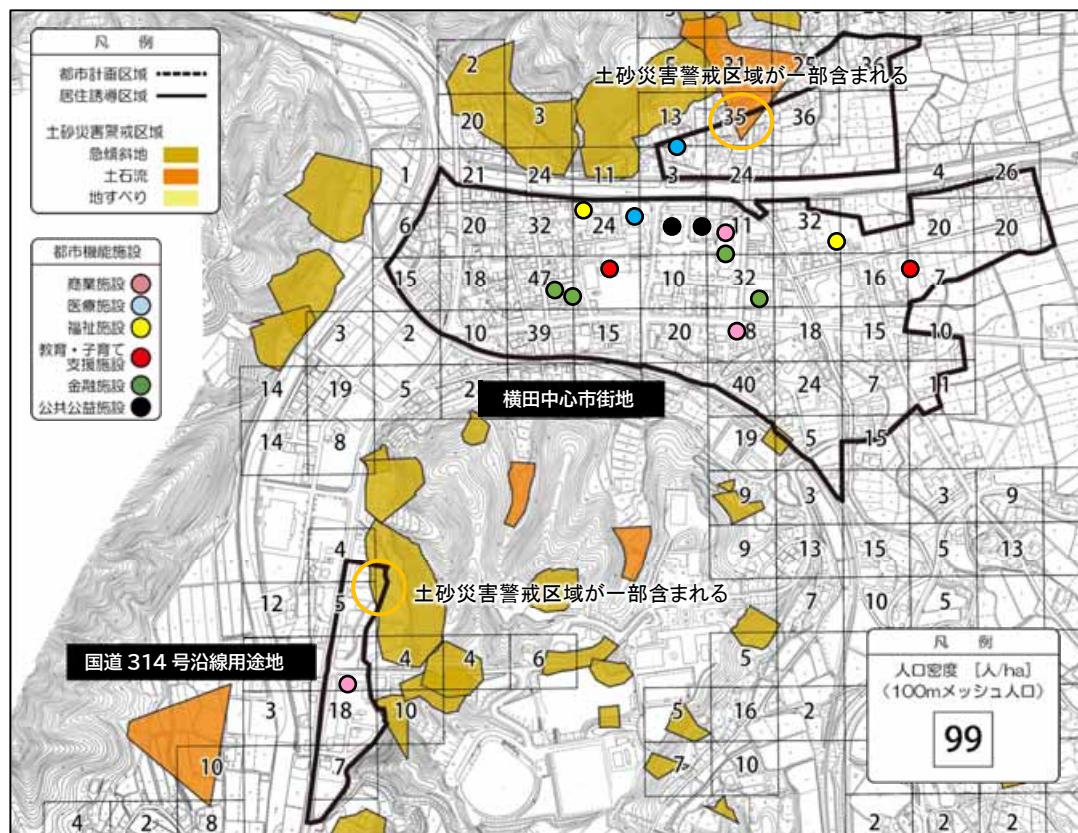
課題

- 居住誘導区域の「三成中心市街地」では、人口の約7割、面積の約6割が土砂災害警戒区域に含まれています。市街地南側・西側の急峻な山に起因する急傾斜地の崩壊や土石流の発生に備え、安全性を確保する対策実施の検討や情報周知の徹底、警戒避難体制の構築等のハード・ソフト両面の取り組みが必要です。

③居住誘導区域(横田地区)

- 横田地区では、土砂災害警戒区域に居住誘導区域内人口(722 人)の約 4.8%(35 人)が居住しています。また、面積比では、居住誘導区域面積の 0.7%となっています。
- 居住誘導区域内の土砂災害警戒区域は「横田中心市街地」の一般県道草野横田線沿線の一部区画及び「国道 314 号沿線用途地域」の北側の山裾の一部区画となっています。「国道 314 号沿線用途地域」では、住居が含まれていないため夜間人口は0人となっています。
- 土砂災害警戒区域内には都市機能施設の立地はありません。

図表 | 土砂災害警戒区域(イエローゾーン)と人口分布の重ね合わせ



	人口 (人)	面積 (ha)	土砂災害警戒区域			
			人口 (人)	割合	面積 (ha)	割合
居住誘導区域(横田地区)	722	42.2	35	4.8%	0.3	0.7%
横田中心市街地	688	39.1	35	5.1%	0.1	0.4%
国道 314 号沿線用途地域	34	3.1	0	0.0%	0.2	5.4%

人口の算出について:

100m メッシュ内の主に住居用途の建築物の半数以上がハザード区域に含まれる場合、その 100 m メッシュ人口をハザード区域に居住する人口として計上している。

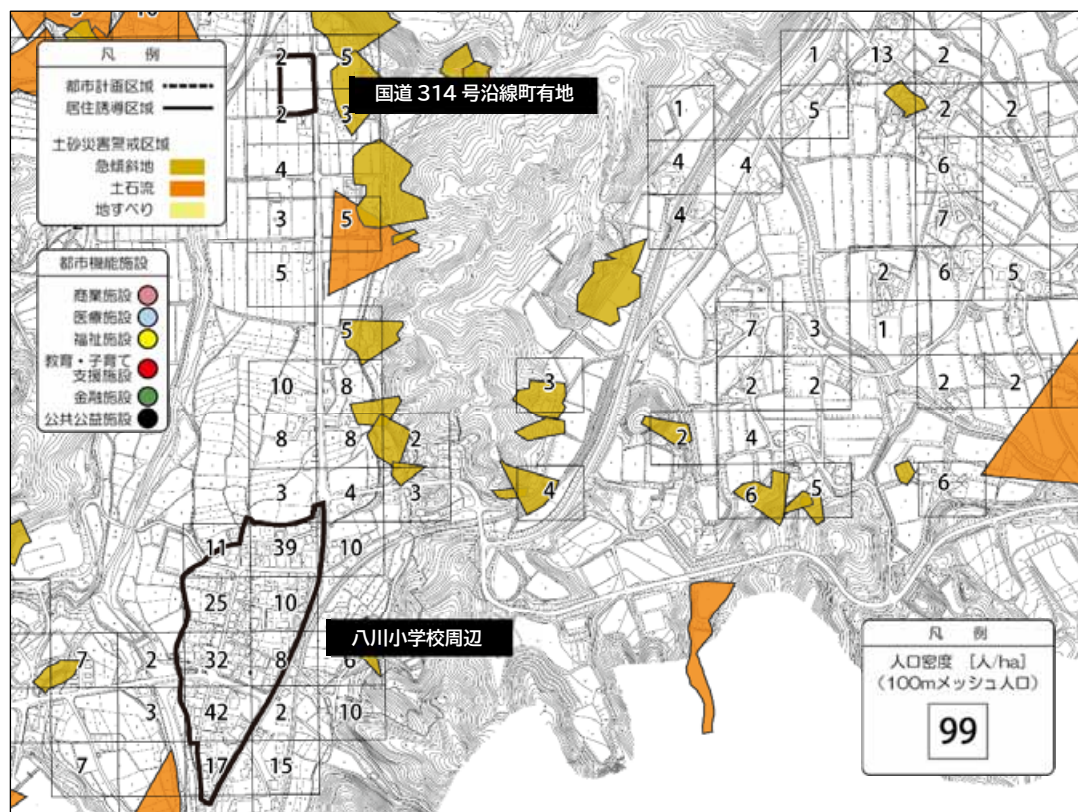
機能分類	居住誘導区域内の立地数	
	土砂災害警戒区域内	土砂災害警戒区域外
商業施設	0 施設	2 施設
医療施設	0 施設	3 施設
福祉施設	0 施設	2 施設
教育・子育て施設	0 施設	2 施設
金融施設	0 施設	4 施設
公共公益施設	0 施設	2 施設

- 課題
- 横田地区の居住誘導区域では、土砂災害警戒区域が一部含まれていることから、情報周知の徹底、避難体制の充実など災害リスクの低減を図る必要があります。

④居住誘導区域(下横田エリア)

- 下横田エリアでは、居住誘導区域に土砂災害警戒区域の指定はありません。

図表 | 土砂災害警戒区域(イエローゾーン)と人口分布の重ね合わせ



	人口 (人)	面積 (ha)	土砂災害警戒区域			
			人口 (人)	割合	面積 (ha)	割合
居住誘導区域(下横田エリア)	182	7.7	0	0.0%	0.0	0.0%
国道314号沿線町有地	0	0.6	180	0.0%	0.0	0.0%
八川小学校	182	7.1	0	0.0%	0.0	0.0%

人口の算出について：
100mメッシュ内の主に住居用途の建築物の半数以上がハザード区域に含まれる場合、その100mメッシュ人口をハザード区域に居住する人口として計上している。

機能分類	居住誘導区域内の立地数	
	土砂災害警戒区域内	土砂災害警戒区域外
商業施設	0施設	0施設
医療施設	0施設	0施設
福祉施設	0施設	0施設
教育・子育て施設	0施設	0施設
金融施設	0施設	0施設
公共公益施設	0施設	0施設

(3) 地震災害(地震被害想定・大規模盛土造成地)

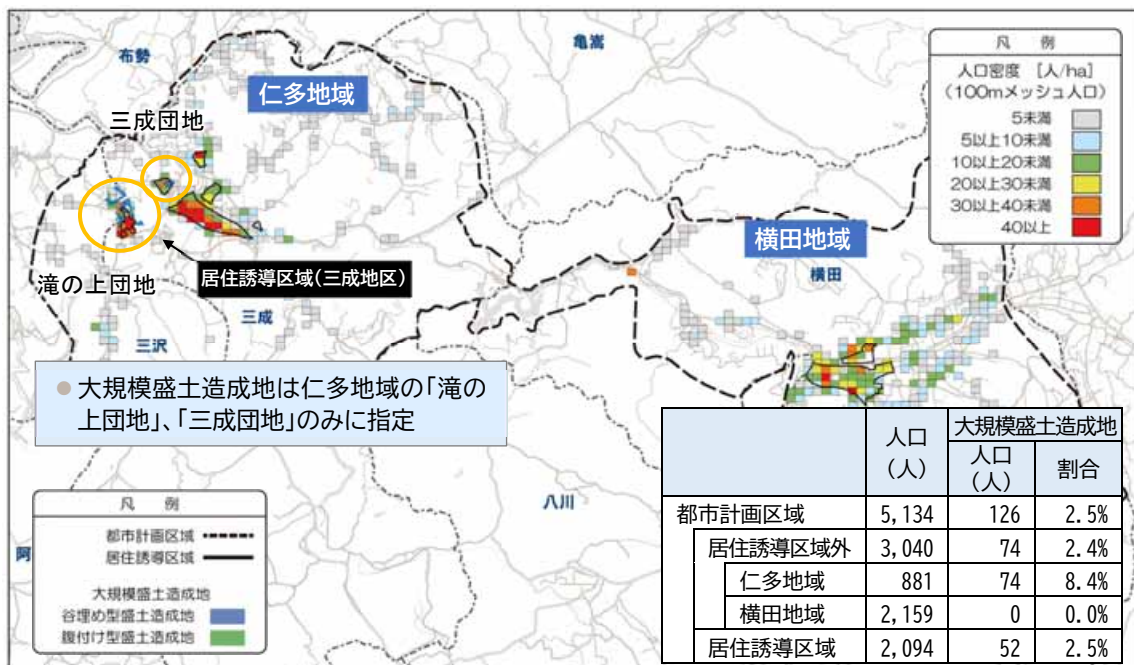
- 宍道湖南方断層による地震が発生した場合、本町の北部を中心に震度5強の地震動の発生が予測されており、被害想定では、建物被害88棟、人的被害8人となっています。一方で、町内における住宅の耐震化状況では、昭和56(1981)年以前に建築された住宅(建築基準法に定める耐震基準が強化される前の、「旧耐震基準」によって建築された住宅)が約6割を占めており、耐震化率は54.1%に留まっています。
- 大規模盛土造成地は、三成地区の居住誘導区域「三成団地」、「滝の上団地」が対象となっており、居住誘導区域内人口(2,094人)の約2.5%が大規模盛土造成地内に居住しています。

表 | 地震被害想定及び住宅の耐震化の状況

地震被害想定	全県	奥出雲町	住宅の耐震化の状況	戸数	割合
斜面崩壊	126箇所	10箇所	昭和56年以降建築	2,206	37.5%
建物半壊	5,264棟	62棟	昭和56年以前建築	3,680	62.5%
建物全壊	1,410棟	16棟	耐震性あり	732	12.4%
死者数	5人	0人	耐震改修済み	247	4.2%
重傷者数	123人	8人	耐震性が劣る	2,701	45.9%
避難者	4,661人	49人	合 計	5,886	100.0%
疎開者	2,510人	27人	耐震化率		54.1%

出典:「奥出雲町地域防災計画(地震災害対策編)」 宍道湖南方断層の地震発生時の被害想定
「奥出雲町建築物耐震改修促進計画」 住宅の耐震化の状況

図表 | 大規模盛土造成地と人口分布の重ね合わせ



課題

- 地震に備え、住宅や町営住宅の耐震化を促進していく必要があります。
- 地震発生時に大規模盛土造成地で滑動崩落が発生しないよう、大規模盛土造成地ではその安全性を把握し、必要に応じて適切な対策を行う必要があります。

(4) 指定避難所の状況

- 都市計画区域内の指定避難所のうち、仁多地域の居住誘導区域「三成中心市街地」では、4施設が土砂災害警戒区域内に立地しています。
- 指定避難所・福祉避難所のうち、未耐震施設となっている施設が3施設あります。

図 | 指定避難所と土砂災害警戒区域の重ね合わせ

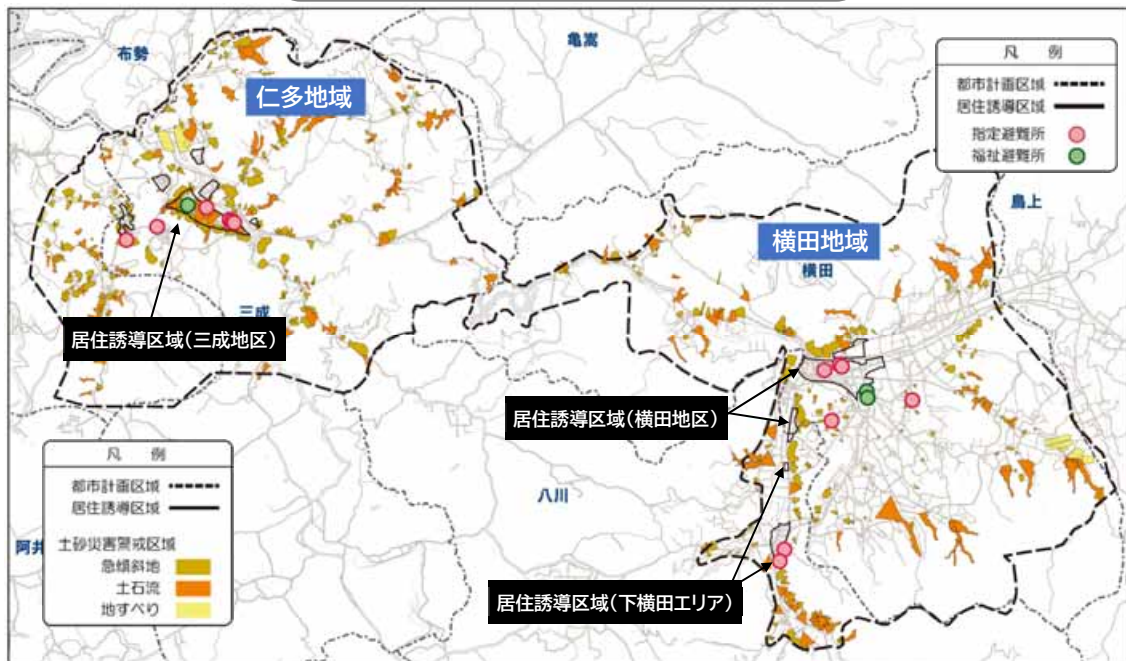


図 | 三成地区の指定避難所

表 | 指定避難所・福祉避難所の耐震化の状況



指定避難所

地区	施設名	土砂災害警戒区域	居住誘導区域	耐震区分	耐震改修
三成	三成中央公民館	区域内	区域内	旧	不要
	町民体育館	区域内	区域内	旧	未実施
	カルチャープラザ仁多	区域内	区域内	新	—
	三成小学校屋内体育場	区域内	区域内	新	—
	奥出雲スポーツセンター			新	—
	仁多中学校屋内体育場			旧	実施済
	横田コミュニティセンター		区域内	旧	未実施
横田	横田小学校屋内体育場		区域内	新	—
	横田中学校屋内体育場			旧	実施済
	横田高校屋内体育場			旧	実施済
	横田定住促進センター		区域内	新	—
八川	八川コミュニティセンター			新	—
	八川小学校屋内体育場			新	—

福祉避難所

地区	施設名	土砂災害警戒区域	居住誘導区域	耐震区分	耐震改修
三成	奥出雲介護老人保健施設	区域内	区域内	旧	未実施
横田	特別養護老人ホームむらくも苑			新	
	デイサービスにここ			新	

指定避難所・福祉避難所は計画策定時点を示す
※今後、公共施設再編等に応じて、避難所施設や施設名称が変わる場合があります

課題

- 居住誘導区域内の避難所施設について、耐震性を確保する必要があります。
- 三成中心市街地の土砂災害警戒区域内の指定避難所は、土石流が発生した場合においても、その機能が確保されるよう、建築物の構造や安全性を確認する必要があります。

(5) 要配慮者利用施設の状況

- 都市計画区域内の要配慮者利用施設 21 施設のうち、10 施設が土砂災害警戒区域内に立地しています。そのうちの半数が、仁多地域の居住誘導区域「三成中心市街地」の土砂災害警戒区域内に立地しています。

図 | 要配慮者利用施設と土砂災害警戒区域の重ね合わせ

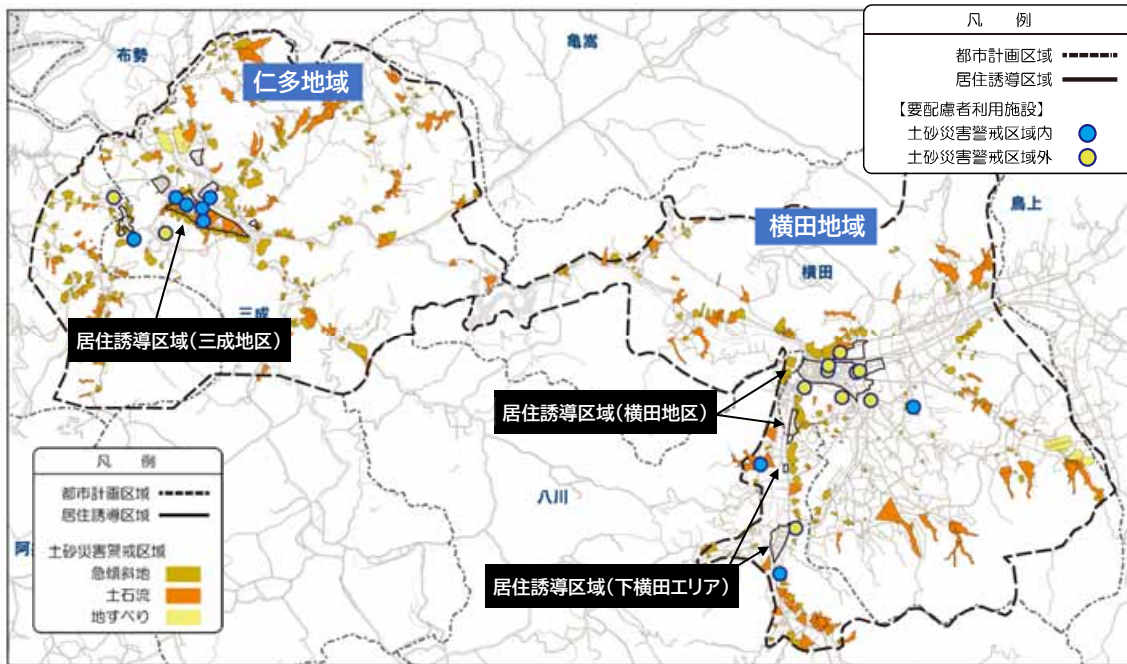


図 | 三成地区の要配慮者利用施設

表 | 要配慮者利用施設(土砂災害警戒区域内)



地区	区分	施設名	居住誘導区域
三成	社会福祉施設	仁多サービスセンター	
	社会福祉施設	奥出雲介護老人保健施設	区域内
	社会福祉施設	健康塾	区域内
	医療施設	加藤医院	区域内
	学校	三成小学校	区域内
	学校	仁多中学校	
横田	保育所	三成幼稚園	区域内
	学校	横田高等学校	
八川	社会福祉施設	サービス奥出雲ふるさとの家	
	保育所	八川幼稚園	

要配慮者利用施設：社会福祉施設、学校、医療施設など
防災上の配慮を要する方が利用する施設

要配慮者利用施設は計画策定時点を示す

※今後、公共施設再編等に応じて、要配慮者利用施設や施設名称が変わる場合があります

課題

- 三成中心市街地では、土砂災害警戒区域内に要配慮者施設利用施設が 5 施設立地しており、これら施設においては、土砂災害時の「避難確保計画」の作成による防災体制の構築や避難訓練の実施など、災害時の適切な避難行動の促進を図る必要があります。

7-4 防災・減災に向けた課題の整理

(1) 防災・減災に向けた課題の整理

- 前項までの災害リスク分析を踏まえ、防災・減災のまちづくりに向けた課題を下表に整理します。

表 | 防災・減災に向けた課題の整理

区域		区分	課題
都市計画区域 全域		土砂災害	【災害レッドゾーン】 ● 災害レッドゾーンが各地に点在し、居住誘導区域外では災害リスクが高い区域での居住がみられます。移転支援を含めた土砂災害の災害リスク回避・低減の対策が必要です。 【土砂災害警戒区域(イエローゾーン)】 ● 都市計画区域内では、約3割が土砂災害警戒区域内に居住しています。指定されている地域については、避難体制の充実など災害リスクの低減を図る必要があります。
		地震災害	● 地震発生時に大規模盛土造成地で滑動崩落が発生しないよう、安全性を把握し、必要に応じて適切な対策を行う必要があります。 ● 地震に備え、住宅や町営住宅の耐震化を促進していく必要があります。
		その他	● 地震に備え、避難所の耐震性を確保する必要があります。
居住誘導区域	三成地区	土砂災害	【土砂災害警戒区域(イエローゾーン)】 ● 三成中心市街地では、人口の約7割、面積の約6割が土砂災害警戒区域に含まれています。市街地南側・西側の急峻な山に起因する急傾斜地の崩壊、土石流の発生に備え、安全性を確保する対策実施の検討や情報周知の徹底、警戒避難体制の構築等のハード・ソフト両面の取り組みが必要です。
		地震災害	● 地震発生時に大規模盛土造成地で滑動崩落が発生しないよう、大規模盛土造成地ではその安全性を把握し、必要に応じて適切な対策を行う必要があります。 ● 地震に備え、住宅や町営住宅の耐震化を促進していく必要があります。
		その他	● 三成中心市街地の土砂災害警戒区域内の指定避難所では、土石流が発生した場合にも、避難所としての機能が確保されるよう、建築物の構造を確認する必要があります。また、要配慮者利用施設については「避難確保計画」の作成による防災体制の構築や避難訓練の実施など、災害時の適切な避難行動の促進を図る必要があります。 ● 地震に備え、避難所の耐震性を確保する必要があります。
	横田地区	土砂災害	【土砂災害警戒区域(イエローゾーン)】 ● 横田地区の居住誘導区域では、土砂災害警戒区域が一部含まれていることから、情報周知の徹底、避難体制の充実など災害リスクの低減を図る必要があります。
		地震災害	● 地震に備え、住宅や町営住宅の耐震化を促進していく必要があります。
		避難所	● 地震に備え、避難所の耐震性を確保する必要があります。
	下横田 エリア	土砂災害	● 土砂災害関連のハザード区域は指定されていません。
		地震災害	● 地震に備え、住宅の耐震化を促進していく必要があります。
		避難所	● 地震に備え、避難所の耐震性を確保する必要があります。

7-5 防災まちづくりの将来像・取り組み方針

(1) 防災まちづくりの将来像

- 本町の防災まちづくりの将来像については、「奥出雲町国土強靱化地域計画」及び「奥出雲町地域防災計画」における基本目標や基本理念を踏まえ、以下のように設定します。

奥出雲町国土強靱化地域計画 基本目標
①人命の保護が最大限図られること。 ②町及び社会の重要な機能が致命的な損害を受けず維持されること。 ③町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること。 ④迅速な復旧復興を図ること。

奥出雲町地域防災計画 防災の基本理念
①災害発生時に想定される人命危険及び生活上の制約(障害)を防止するための対策を推進する。 ②災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。 ③被災したとしても人命が失われないことを最重要視する。 ④経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。 ⑤国、県、町を中心に、町民一人ひとりが自ら行う防災活動や、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、県、町、事業者、町民等が一体となって最善の対策をとる。

防災まちづくりの将来像

誰もが安心・安全に暮らせる・集える 中心市街地の形成

本町は、立地適正化計画において、日常生活に必要な都市機能の維持・誘導を図りながら、若者や子育て世代にとって生活利便性が高く、高齢者等に優しい生活環境を確保し、魅力的で賑わいのある中心市街地としての再生を図り、居住を誘導することとしています。

一方で、本町は急峻な山地に囲まれた地形から、土砂災害に関する災害ハザード区域が全域に分布しており、人口や都市機能が集積する三成中心市街地などの既成市街地においても、土砂災害警戒区域が広い範囲で指定されているなど、災害リスクが残存しています。

そのため、コンパクトシティの形成に向けた取り組みを推進するとともに、防災・減災対策を推進し、利便性が高く安心・安全で暮らしやすい中心市街地の形成を図ります。

(2) 防災まちづくりの取り組み方針

- 防災指針の取り組み方針は、居住誘導区域の取り組みを基本とし、災害時に被害が発生しないように回避する「災害リスクの回避」及び、災害時の被害を最小化する「災害リスクの低減」に向けた取り組みを整理します。
- 居住誘導区域外の災害リスクへの取り組みは、「奥出雲町国土強靱化地域計画」や「奥出雲町地域防災計画」などの防災に関する計画に基づく対応を引き続き実施します。
- 防災まちづくりの取り組みは、住民への丁寧な説明と合意形成を前提に実施します。

表 | 防災まちづくりの取り組み方針

区分	区域	考え方	取り組み方針
土砂災害	全町	リスク回避【ソフト】	①土砂災害リスクの危険度が高い区域からの移転促進 ● 土砂災害防止法及び島根県建築基準法施行条例（がけ条例）に基づく既存不適格住宅に対して、移転促進のための啓発を行うとともに、土砂災害防止法第26条に基づく移転勧告を活用し、安全性や利便性の高い居住誘導区域への移転を促進します。また、国のがけ地近接等危険住宅移転事業等（住宅・建築物安全ストック形成事業）を活用した移転費用等の支援について検討します。
	三成地区の居住誘導区域	リスク低減【ハード】	②砂防関連施設の整備の推進 ● 居住誘導区域（三成中心市街地）の大部分に指定されている土石流の土砂災害警戒区域について、県等との連携による砂防関連施設の整備等について推進します。
		リスク低減【ハード・ソフト】	③指定避難所等の災害予防（土砂災害） ● 土砂災害警戒区域内に立地する指定避難所や福祉避難所について、土石流等による衝撃への耐力を有する構造となっているか確認し、必要に応じて改修します。
		リスク低減【ソフト】	④指定緊急避難場所の指定及び避難経路の提示 ● 土砂災害（崖崩れ、土石流及び地滑り）に対応している施設は、指定緊急避難場所の指定を行うとともに、避難経路を掲示し、災害時の適切な避難行動を促進します。
		リスク低減【ソフト】	⑤要配慮者利用施設の防災に関する取り組みの促進 ● 土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設について、避難確保計画に基づく防災体制の構築、避難訓練の実施等を促進し、災害時の要配慮者の安全確保を図ります。
		リスク低減【ソフト】	⑥警戒避難体制の構築・強化 ● 土砂災害ハザードマップの周知徹底を図るとともに、住民主体の警戒避難体制や避難計画の作成や取り組みを支援し、土砂災害に備えた取り組みを推進します。また、町・地域・学校の連携による地域防災研修を開催し、地域防災力の向上を図ります。
	居住誘導区域 共通	リスク低減【ソフト】	⑦代替避難所の指定・土砂災害ハザードマップの改訂 ● 公共施設の再編事業に応じて、指定避難所の使用に変更等が生じる場合は、必要に応じて代替避難所を指定するとともに、土砂災害ハザードマップの適宜見直しを図り、住民に周知します。

区分	区域	考え方	取り組み方針
地震災害	居住誘導区域 共通	リスク 低減 【ソフト】	⑧大規模盛土造成地の安全性調査の実施 ● 滝の上団地や三成団地の大規模盛土造成地では、盛土の滑動崩落による被害を未然に防ぐため、安全性の調査を実施し、必要に応じて対策の検討を行います。
		リスク 低減 【ハード】	⑨町営住宅等の用途変更・更新の検討 ● 老朽化が進んでいる町営住宅等の町有住宅施設は、「奥出雲町公共施設等総合管理計画」に基づき、用途変更・更新等の検討を計画的に進めます。
		リスク 低減 【ハード・ソフト】	⑩指定避難所等の災害予防（地震） ● 未耐震の指定避難所や福祉避難所について、耐震改修又は施設の更新、指定の変更を行います。
災害共通		リスク 低減 【ソフト】	⑪学校教育における防災教育の推進 ● 学校安全計画に基づく避難訓練等の実施の推進や、土砂災害や震災について災害実例をもとに学び、課題意識を持ち行動できる児童生徒の育成を図ります。

図 | 土砂災害リスクの回避・低減に向けたソフト・ハード対策のイメージ

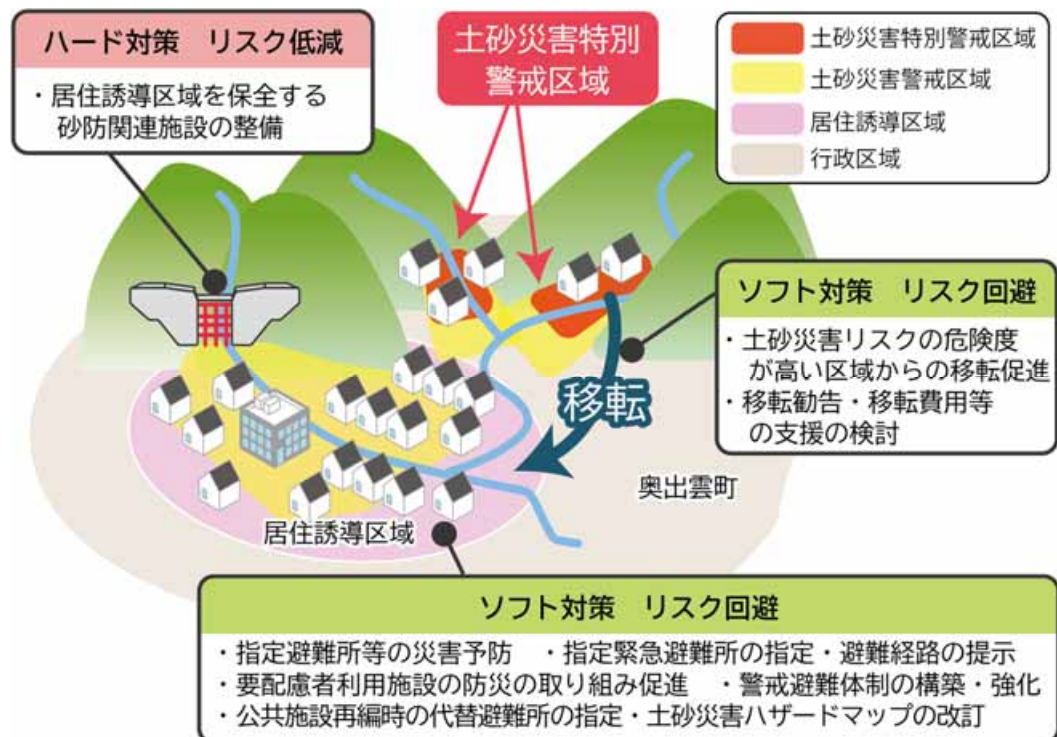


図 | 三成地区における取り組み方針

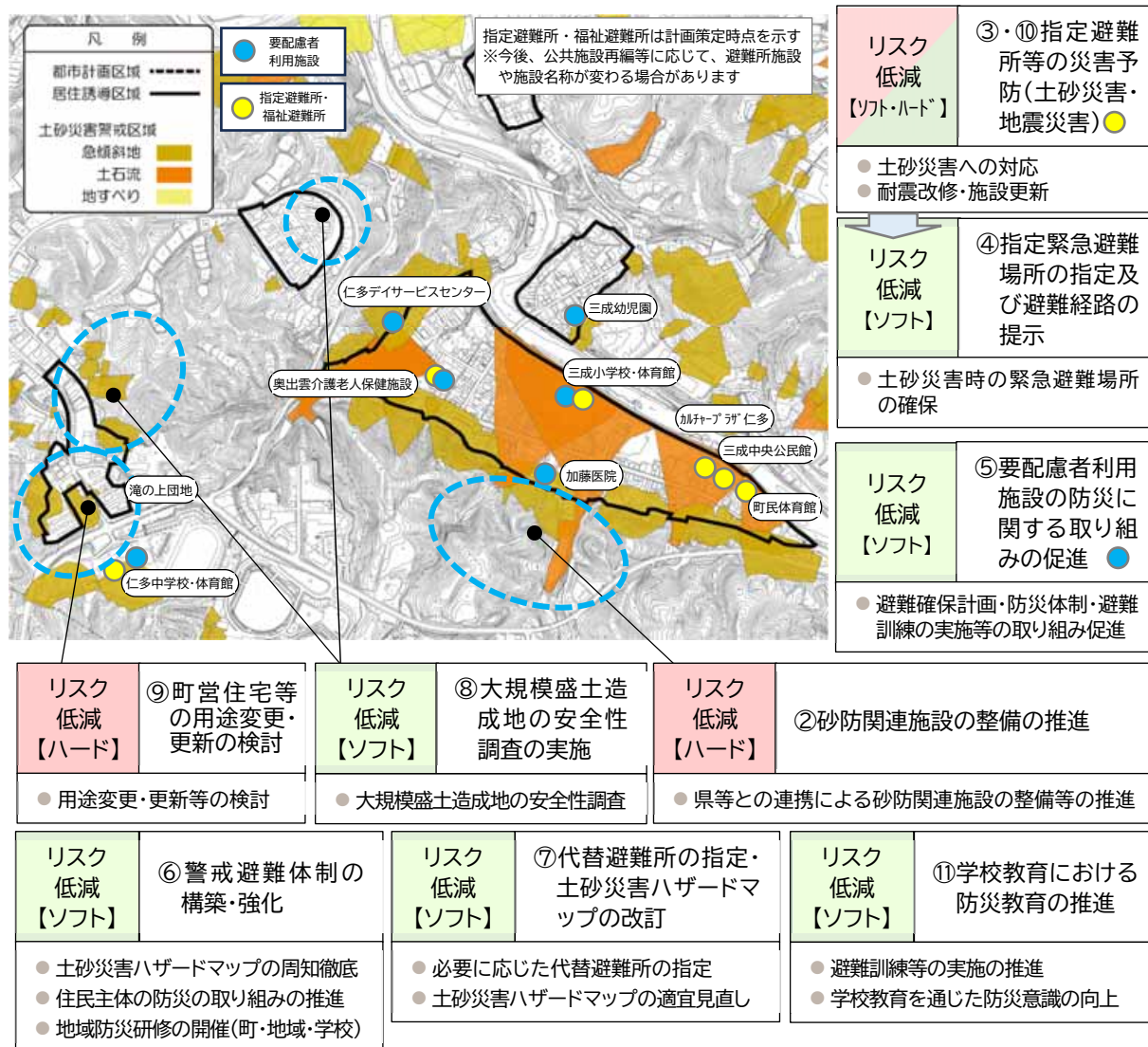
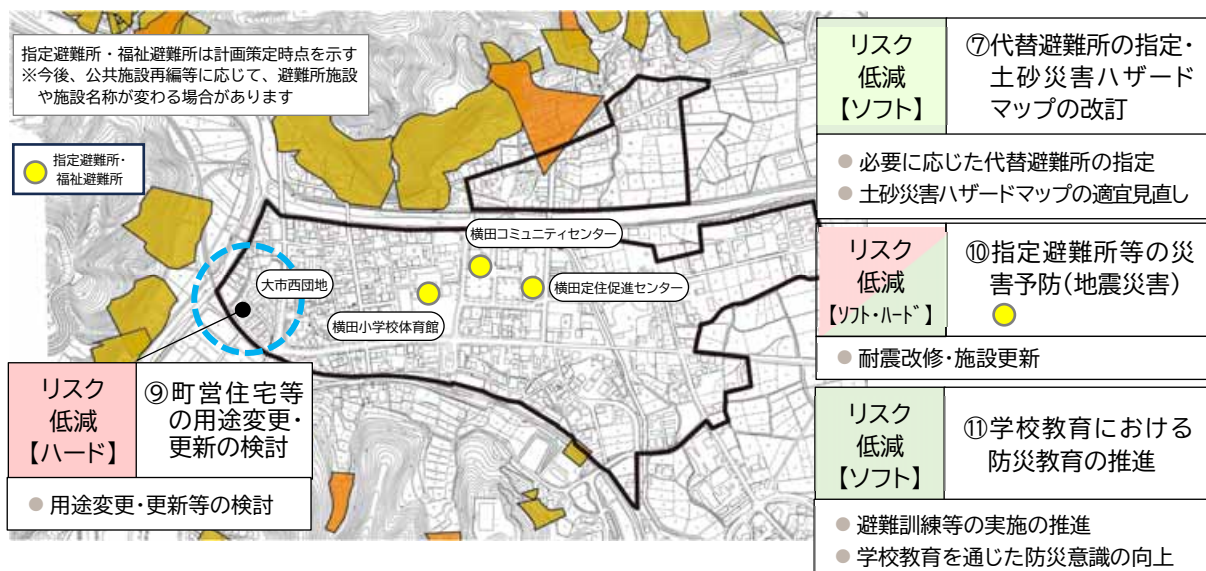


図 | 横田地区における取り組み方針



7-6 具体的な取り組み施策及びスケジュール

(1) 具体的な取り組み施策及びスケジュール

●取り組み方針に基づく取り組み施策、スケジュールを以下に整理します。

①三成地区の居住誘導区域での取り組み

表 | 三成地区 具体的な取り組み及びスケジュール

災害区分	対策分類	取り組み方針	実施主体	実施時期		
		具体的な取り組み		短期	中期	長期
土砂災害	リスク回避 【ソフト】	①土砂災害リスクの危険度が高い区域からの移転促進(全町範囲を対象)				
		①-1 土砂災害防止法第26条による移転勧告の活用	県・町			
		①-2 移転費用等の支援の検討	県・町			
	リスク低減 【ハード】	②砂防関連施設の整備の推進				
		②-1 砂防関連施設の整備の推進	県・町			
	リスク低減 【ソフト・ハード】	③指定避難所等の災害予防(土砂災害)				
		③-1 施設の安全性調査の実施	町			
		③-2 対策の検討・改修	町			
	リスク低減 【ソフト】	④指定緊急避難場所の指定及び避難経路の提示				
		④-1 指定緊急避難場所の指定	町			
		④-2 避難経路の検討・提示、周知	町			
		⑤要配慮者利用施設の防災に関する取り組みの促進				
		⑤-1 避難確保計画の作成等の支援	管理者・町			
		⑤-2 避難訓練等の実施	管理者			
		⑥警戒避難体制の構築・強化				
		⑥-1 土砂災害ハザードマップの周知徹底	町			
		⑥-2 防災情報の伝達手段の多重化・多様化	町			
		⑥-3 住民によるマイタイムライン作成支援	住民・町			
		⑥-4 町・地域・学校の連携による地域防災研修の開催	町・住民・学校			
	リスク低減 【ソフト】	⑦代替避難所の指定・土砂災害ハザードマップの改訂				
		⑦-1 必要に応じた代替避難所の指定	町			
		⑦-2 土砂災害ハザードマップの適宜見直し	町			
地震災害	リスク低減 【ソフト】	⑧大規模盛土造成地の安全性調査の実施				
		⑧-1 大規模盛土造成地の安全性調査の実施	県・町			
	リスク低減 【ハード】	⑨町営住宅等の用途変更・更新の検討				
		⑨-1 滝の上団地町営住宅等の更新検討	町			
災害共通	リスク低減 【ソフト・ハード】	⑩指定避難所の災害予防(地震)				
		⑩-1 未耐震施設の耐震化・更新等の検討	町			
災害共通	リスク低減 【ソフト】	⑪学校教育における防災教育の推進				
		⑪-1 学校教育における防災教育の推進	町			

【実施時期目安】短期:5年、中期:10年、長期:20年

②横田地区の居住誘導区域での取り組み

表 | 横田地区 具体的な取り組み及びスケジュール

災害区分	対策分類	取り組み方針	実施主体	実施時期		
		具体的な取り組み		短期	中期	長期
土砂災害	リスク回避 【ソフト】	①土砂災害リスクの危険度が高い区域からの移転促進(全町範囲を対象)				
		①-1 土砂災害防止法第26条による移転勧告の活用	県・町			
		①-2 移転費用等の支援の検討	県・町			
	リスク低減 【ソフト】	⑦代替避難所の指定・土砂災害ハザードマップの改訂				
		⑦-1 必要に応じた代替避難所の指定	町			
		⑦-2 土砂災害ハザードマップの適宜見直し	町			
地震災害	リスク低減 【ハード】	⑨町営住宅等の用途変更・更新の検討				
		⑨-1 大市西団地町営住宅等の更新検討	町			
	リスク低減 【ソフト・ハード】	⑩指定避難所の災害予防(地震)				
災害共通	リスク低減 【ソフト】	⑪学校教育における防災教育の推進				
		⑪-1 学校教育における防災教育の推進	町			

【実施時期目安】短期:5年、中期:10年、長期:20年